

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

自社株譲渡益と上場株譲渡損の損益の通算が廃止となります。

～ 損益の通算タイムリミット!! 適用は平成 27 年 12 月 31 日まで ～

事業承継を行っていく上で、自社株式（非上場株式）の売却による譲渡益にお困りではありませんか？

お手持ちの上場株式に含み損がある場合、損切りにより損失を出すと、現行の税制では自社株式（非上場株式）の譲渡益とその損失を合算（損益の通算といいます）し、納税申告をすることが可能です。

具体例)

自社株式（非上場株式）を譲渡した結果、譲渡益が 1,000 万円出たとします。
現在は譲渡益に対し 20%に相当する所得税及び住民税が課されますので、納税額は 200 万円となります。

しかし、お手持ちの上場株式に含み損が 800 万円あり、実際に損切りにより損失を出すと、非上場株式譲渡益 1,000 万円と上場株式譲渡損△800 万円を損益通算し、課税される所得を 200 万円まで抑えることができます。その結果、納税額は 40 万円となり 160 万円の節税効果が見込まれます。

～ 平成 28 年 1 月 1 日以後は損益の通算が適用になりません!! ～

平成 28 年 1 月 1 日より、上場株式と自社株式（非上場株式）の所得区分は、「上場株式等に係る譲渡所得等」と「それ以外の株式等に係る譲渡所得等」に区分して、それぞれ別々の申告分離課税制度が適用されます。

それに伴い、これまでは可能とされていた上場株式と自社株式（非上場株式）の譲渡損益の、損益の通算ができなくなります。

一方、これまで非課税とされていた公社債等の譲渡益について、同じく平成 28 年 1 月 1 日より、上場株式等と同じように課税されるように改正されたことを受け、“上場株式等の譲渡損益と特定公社債等の譲渡損益”、“非上場株式等の譲渡損益と一般公社債等の譲渡損益”の組み合わせで損益の通算が可能となります。